

中古住宅取得後に耐震改修工事を行う場合の
住宅ローン減税等に係る耐震基準適合証明書交付業務のご案内

【証明書交付手数料】

申請住戸	現地調査	1住戸あたりの手数料(税込み)	特記事項
一戸建ての住宅	単独	69,300円	証明に係る現地での調査と書類審査、証明書発行と送付
	他検査同時	57,200円	
共同住宅	単独	別途見積もり	証明に係る現地での調査と書類審査、証明書発行と送付
	他検査同時	別途見積もり	

- 1) 現地調査が複数回必要な場合は、追加1回につき14,850円(税込み)を別途申し受けます。
- 2) 現地調査場所がJIOの支店もしくは営業所より50kmを超える場合、遠隔地料金を見積りし別途申し受けます。
- 3) 交付手数料納付を振込とさせていただきます、振込手数料は申請者負担となります。
- 4) 単独とは、本検査の現地調査を単独で実施する場合を指します。
- 5) 他検査同時とは、JIOが行う瑕疵保険、適合証明の現場検査等と本調査を同時に実施する場合を指します。
- 6) 現地調査の時期：耐震改修工事を実施する場合→耐震改修工事が終了して耐震改修部位が目視可能な状態。
：過去に耐震改修工事を実施している場合→現況で調査を実施。
- 7) 手数料は申請受付時点でのご請求となり、現場検査の実施がなく取り下げられた場合は、単独については10,450円(税込み)、他検査同時については3,850円(税込み)を返金いたします。なお、銀行振込みによる返金は、振込み手数料をご負担いただきます。
- 8) 証明書の再発行を希望される場合は、1通あたり7,700円(税込み)を別途申し受けます。

【申請に必要な書類・図書】

《ご注意ください》建築確認日が昭和56年5月31日以前又は不明の場合で、建築基準法第20条により構造計算によって安全性を確かめなければならない建物に関しては、下記の★印書類の提出が必須となります。

必要書類及び図面	備考
工事証明申請書(原本)	
委任状(原本)	証明申請者に代わり代理者が申請を行う場合に必要です
↓【以下の書類に関しては写しでも可】	
登記事項証明書	証明する家屋のもの。家屋の家屋番号及び所在地等を確認します
建築確認済証(確認通知書)又はそれを証明するもの	
検査済証又はそれを証明するもの	
★設計図書その他設計に関する書類	適用対象となる工事を行っていることが確認できるもの (非課税枠加算対象家屋である場合は、その性能が確認できる書類等も添付ください)
★構造計算書	
住宅の現況及び耐震工事の計画等に関し、要件を満たす住宅耐震改修であることが確認できる図書等	耐震改修工事の設計書、耐震改修工事前後の平面図、耐震改修工事前後に行った耐震診断に係る耐震診断書、耐震補強計算書、工事前後の状況が分かる写真等
案内図	申請物件の付近見取り図

【申請方法について】

- ・下記の送付先までお送りください。
- ・必要書類及び図面については各1部ご提出ください。なお交付の有無に関らず、原本も含め申請書類は返却できませんのでご注意ください。
- ・証明書交付は手数料納付の確認が取れ次第実施することになります。

申請書類原本送付先

〒136-0071
東京都江東区亀戸1-14-4
第二萬富ビル 5階
株式会社 日本住宅保証検査機構
住宅評価部 適合証明センター
TEL:03-6861-9213 FAX:03-6861-9238

証明書交付手数料収納方法

銀行振込
申請書類等到着して内容確認した後、振込先口座番号を別途お知らせいたします。

※振込手数料は申請者様にてご負担いただきます。
証明書交付手数料の納付(振込)は基準適合審査開始までに実施いただきます。納付が無い場合は、審査業務は行えません。